

政令第二百九十四号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項及び別表第七の二の項中「五十億円」を「二十五億円」に改める。

附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であること。	中央建設業審議会

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條關係）

別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條關係）

(略)	(略)	(略)	(略)
二 建設業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であること。	中央建設業審議会

(略)	(略)	(略)	(略)
二 建設業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会